

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月八日

東京都荒川区東日暮里六丁目三九番一五号

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

南谷萬次郎 大阪府東大阪市昭和町一〇一三

株式の種類及び数

普通株式 千株×八枚

株券の番号

15-A1038、

普通株式 百株券×二枚

15-A1045

普通株式 五十株券×一枚

15-C085

第一期決算公告

令和八年十月八日現在

貸借対照表の要旨

資産の部計

(単位・円)

負債及び正味財産の部計

(単位・円)

正味財産の部計

八、〇四七、七三六

負債及び正味財産の部計

一五、〇九九、〇二七

岩手県岩手郡岩手町大字江刈内一〇一八

特定非営利活動法人 miraito

代表理事 上田 彩果

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水五条一丁目二番、最後の住所札幌市白石区菊水五条一丁目三番一〇一〇二号

被相続人 亡 横山 幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

事務所札幌市中央区南一条西十丁目南大通

ビルアネックス七階 ひいらぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 及川 華恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所札幌市中央区南八条西二十六丁目一番一号ヴィラ・フローラ南岡山

B一〇一号 被相続人 亡 孫 基相

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県藤岡市本郷六九八番地二、最後の住所群馬県高崎市新町一六二八番地一六セ

フアー新町アーバンコート三〇四号

被相続人 亡 松田 勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月三十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一〇一五

町ビル二階A一五

被相続人 亡 仙道 良喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

埼玉県坂戸市日の出町三四番地六坂戸駅前

通りハイツ六〇四日の出法律事務所

被相続人 亡 平見 豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

埼玉県坂戸市日の出町三四番地六坂戸駅前

通りハイツ六〇四日の出法律事務所

被相続人 亡 仙道 良喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

埼玉県坂戸市日の出町三四番地六坂戸駅前

通りハイツ六〇四日の出法律事務所

被相続人 亡 仙道 良喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

埼玉県坂戸市日の出町三四番地六坂戸駅前

通りハイツ六〇四日の出法律事務所

被相続人 亡 仙道 良喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

埼玉県坂戸市日の出町三四番地六坂戸駅前

通りハイツ六〇四日の出法律事務所

被相続人 亡 仙道 良喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森西五丁目七七番地、最後の住所東京都大田区田子藤の台二丁目二番五

二二〇四号 被相続人 亡 大内 松江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月九日までに請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

事務所東京都分寺市光町二丁目一番地一

八〇一クハウス国立三〇二号室 りんどう

法律事務所

被相続人 亡 三上 明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

神奈川県横浜須賀市小川町一二番地

相続財産清算人 司法書士 保科 宏行

被相続人 亡 木村辰夫こと 梁 辰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

事務所石川県金沢市新神田三丁目八番三号

相続財産清算人 弁護士 北島 正悟

被相続人 亡 高地 芳松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

長野県小諸市紺屋町一丁目三番九号

貴樹司法書士事務所

被相続人 亡 高地 芳松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

長野県小諸市紺屋町一丁目三番九号

貴樹司法書士事務所

被相続人 亡 高地 芳松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

長野県小諸市紺屋町一丁目三番九号

貴樹司法書士事務所

被相続人 亡 高地 芳松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。